

元 国 際 第 1 6 9 号

関税割当公表第EU4号

令和元年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定  
に基づく麦芽の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第5条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）に基づく割当ての対象となる麦芽（以下「麦芽」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年6月25日

農 林 水 産 省

## 記

### 第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

#### 1 割当対象物品（110710.029、110720.020）

日EU協定 附属書2-A 第3編 第B節11に掲げるTRQ-10の麦芽であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1107.10号（泥炭くん蒸したものを除く）及び第1107.20号に掲げる物品

#### 2 割当数量 185,700トン

#### 3 通関期限 令和2年3月31日

### 第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

### 第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

## 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

### 1 提出期間

(1) ビール用（発泡酒の原料となるものを含む。以下同じ。）及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する麦芽関税割当申請限度内示書（以下「内示書」という。）の公布日から7日以内（なお、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらの数量についても関税割当申請の対象となる。）。

(2) その他用については、次に掲げる期間とする。

ア 令和元年7月23日（火）から同年7月29日（月）まで

イ 令和元年11月26日（火）から同年12月2日（月）まで

ただし、これらの期間にあつては、それ以前の期間に行われた申請に対する配分において生じた残量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後4時までに返納された関税割当証明書における残存数量の合計が商業上実施可能な数量として1トン以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、各期間における配分の実施の有無及び実施する場合の配分可能数量（上限）にあつては、各期間の開始日の2週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）（<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4.html>）において公表する。

### 2 提出時間

午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで（行政機関の休日を除く。）

## 第5 関税割当申請者の資格

1 ビール用及びウイスキー用については、内示書の交付を受けた者

2 その他用については、ビール用及びウイスキー用以外の用途に麦芽を使用する者であつて、法人においては、登記事項証明書の目的欄、個人事業者においては、個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄に割当対象

品目の使用、販売又は輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

## 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 ビール用及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する内示書
- 2 その他用については、以下の書類とする。ただし、(3)の書類については、申請時点においてこれまでに提出した書類の内容に変更がない場合は書類の提出を必要としない。

(1) 麦芽使用計画数量等一覧表(別記様式)

(2) 輸入麦芽の必要数量の根拠に関する資料

(3) 法人の登記事項証明書(原本)、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。))。

## 第7 割当基準

### 第4の1の(2)の期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、第1の2に掲げる数量の4分の1以内の数量又は(第1の2に掲げる割当数量に対する)配分可能数量のいずれか少ない数量を上限とする。

(1) 申請数量の総計が(第1の2に掲げる割当数量に対する)配分可能数量(上限)以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が(第1の2に掲げる割当数量に対する)配分可能数量(上限)を超える場合

各申請者に対して(第1の2に掲げる割当数量に対する)配分可能数量(上限)を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて配分した数量を割り当てる。

なお、(2)において算出された配分数量が1kgに満たない申請者に対する配分は行わない。

また、配分量の算出において生じた1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

## 第8 配分結果の通知及び関税割当証明書の交付及びその停止

### 1 関税割当証明書の交付については、以下のとおりとする。

(1) ビール用及びウイスキー用については、当該年度の割当期間の開始日の7週間前の週に属する金曜日までに行われた申請については、原則として当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとし、割当期間の開始日以降に行われた申請については、原則として申請のあった日から起算して、15日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない）までに交付するものとする。

(2) その他用については、第4の1の(2)のア及びイの期間に行われた申請については、原則として各期間の最終（受付締切）日から起算して15日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）までに交付するものとする。

なお、当該年度の割当期間の開始日の7週間前の週に属する金曜日までに行われた申請に対する配分結果は、当省ウェブサイトにおいて割当期間の開始の4週間前までに公表するとともに、申請者ごとの配分された数量は、割当期間の開始までに連絡するものとする。割当期間の開始日以降に行われた申請に対する配分結果は、関税割当証明書の交付の日までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者ごとに配分された数量を連絡するものとする。

### 2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書

類)をしたとき。

## 第9 公表

1 次に掲げる事項を当省ウェブサイト（5に掲げる事項については、経済産業公報及びビジネス短信を含む。）において定期的に公表する。

（1）配分された数量

（2）返納された数量

（3）消化（割当）率（第1の2に掲げる割当数量に対する配分された数量）

（4）再配分に供する数量

（5）配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

## 第10 報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

## 第11 内示書の交付申請

ビール用及びウイスキー用の内示書の交付申請については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（様式編）の制定について（法令解釈通達）（平成17年8月25日課酒1-66ほか1課共同）に定める様式により、国税庁長官に行うものとする。

## 第12 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他

の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当て数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又は写しを添付するものとする。

- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

（別記様式）

農林水産省のホームページに掲載

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/eu2019/eu2019kohyo.html>)